相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府寝屋川市秦町二〇五番地、最後の住所大阪府寝屋川市秦町二五番一一号
被相続人　亡　山本　英夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十五日
大阪市北区西天満一丁目八番九号ヴィークタワーＯＳＡＫＡ一九〇三
相続財産管理人　弁護士　川本　哲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府豊能郡能勢町宿野三八一番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　内田　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十五日
大阪市北区西天満一丁目八番九号ヴィークタワーＯＳＡＫＡ一九〇三
相続財産管理人　弁護士　川本　哲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市阿倍野区相生通二丁目三〇番地、最後の住所大阪市阿倍野区天王寺町北三丁目一八番一六号
被相続人　亡　水口　幸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十五日
大阪市北区西天満六丁目七番二号新日本梅新ビル五階
相続財産管理人　弁護士　安田　浩章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市此花区春日出北一丁目七番地、最後の住所大阪府東大阪市吉田本町一丁目一〇番一三号アーバンケア島之内
被相続人　亡　前田　康弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十五日
大阪市北区西天満四丁目八番一七号宇治電ビルディング一一階
相続財産管理人　酒井　卓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県邑智郡川本町大字南佐木九八五番地、最後の住所奈良県橿原市石原田町三〇八番地の九
被相続人　亡　藤田　進一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十五日
奈良県大和高田市大中一〇六番地の二経済会館四〇二号　あかむね法律事務所
相続財産管理人　弁護士　赤宗　桂一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県山県郡安芸太田町大字中筒賀甲二二九七番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　木下　廣實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十五日
事務所広島市南区的場町一丁目二番一六号グリーンタワー五Ｆ
相続財産管理人　弁護士　西丸　洋平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県三豊市詫間町粟島一七七一番地、最後の住所香川県三豊市詫間町詫間七七三二番地六〇
被相続人　亡　藤田　通子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十五日
香川県観音寺市坂本町一丁目三番一七号グランシャトー坂本二〇一号
相続財産管理人　弁護士　秋月　智美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県彦根市大藪町一五〇六番地、最後の住所香川県観音寺市観音寺町甲二八八二番地
被相続人　亡　澤田　嘉子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十五日
香川県観音寺市坂本町一丁目三番一七号グランシャトー坂本二〇一号
相続財産管理人　弁護士　安藤　修二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市博多区千代四丁目一二五番地、最後の住所福岡県嘉穂郡桂川町大字土師三五〇〇番地四二
被相続人　亡　甲斐　恒義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十五日
福岡県飯塚市吉原町六番一号　あいタウン四階　古本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　横手　陽平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県大島郡中勝村一三一番地、最後の住所鹿児島県大島郡龍郷町中勝四七番戸
被相続人　亡　保　種穣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十五日
鹿児島県奄美市名瀬平松町一七七番地
相続財産管理人　戸内　恭次

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年九月二十五日
一、墳墓等所在地　京都市山科区北花山西ノ野町四一番
一、墳墓等の名称　阿弥陀寺　石倉墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳
一、改葬を行おうとする者　京都市山科区北花山寺内町九番地　宗教法人阿弥陀寺　墓地管理役員　平井　賢治

せたな大里風力発電事業（仮称）の実施引継ぎに関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十一条第四項の規定に基づき、次のとおり公告いたします。

一、引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
電源開発株式会社
取締役社長　北村　雅良
東京都中央区銀座六丁目一五番一号

二、対象事業の名称、種類及び規模
せたな大里風力発電事業（仮称）
風力（陸上）
発電設備出力　五万キロワット
風力発電機の台数　十六基

三、対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨
当社は、対象事業の実施を株式会社ジェイウインドせたなへ引き継ぎました。

四、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
株式会社ジェイウインドせたな
代表取締役　橋本　龍治
東京都中央区銀座六丁目一五番一号

平成二十七年九月二十五日
東京都中央区銀座六丁目一五番一号
電源開発株式会社
取締役社長　北村　雅良